

議案第2号

鳥取県立学校管理規則の一部改正について

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出します。

平成25年12月20日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

◇鳥取県立学校管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

国民の祝日、日曜日及び土曜日においても県立学校の授業を実施できるようにする。

2 規則案の概要

- (1) 校長は、教育長の承認を受けて、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日を休業日としないことができることとする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則案

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(休業日) 第7条 略 2 略 <u>3 校長は、第1項の規定にかかわらず、教育長の承認を受けて、同項第1号又は第2号に掲げる日を休業日としないことができる。</u> 4 略 5 校長は、教育上必要があると認めるときは、第1項第1号から第5号までに掲げる休業日又は第2項若しくは前項の規定による休業日を <u>臨時に変更</u> することができる。この場合において、変更後の休業日の総日数は、変更前の休業日の総日数を超えてはならない。 6 略	(休業日) 第7条 略 2 略 3 略 4 校長は、教育上必要があると認めるときは、第1項第1号から第5号までに掲げる休業日又は第2項若しくは前項の規定による休業日を変更することができる。この場合において、変更後の休業日の総日数は、変更前の休業日の総日数を超えてはならない。 5 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県規則第●号

(以下 規則案に同じ)

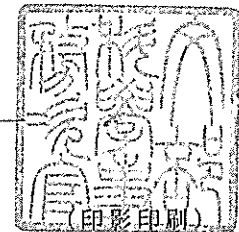
25文科初第977号
平成25年11月29日



各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人学長
高等専門学校を設置する各学校法人の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

殿

文部科学事務次官
山中伸



学校教育法施行規則の一部改正について（通知）

このたび、別添のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成25年文部科学省令第31号）」（以下「改正規則」という。）が、平成25年11月29日に公布され、公布の日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨、内容及び留意事項については、下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処ください。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、高等専門学校を設置する各学校法人の長及び独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれては、設置する高等専門学校に対して、このことを周知くださるようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

今回の改正は、公立学校において、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する高等専門学校にあっては、当該公立大学法人の理事長。以下「設置者」という。）が必要と認める場

合は、土曜日等に授業を実施することが可能であることを明確にするものであること。

第2 改正の内容

- (1) 公立の幼稚園，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校及び高等専門学校において，設置者が必要と認める場合は，土曜日等に授業を実施することが可能であることを明確にすること。（第39条，第61条，第79条，第104条第1項，第113条第1項，第135条第1項及び第179条関係）
- (2) その他所要の規程の整備を行うこと。（第63条関係）
- (3) この改正規則は，公布の日から施行すること。（附則関係）

第3 留意事項

- (1) 公立学校において，土曜日等に授業を実施する場合の内容や頻度等については，土曜日等の教育，スポーツ活動等の状況など学校や地域の実情，児童生徒の負担等も踏まえながら，設置者において適切に判断される必要があること。
- (2) 学校，家庭及び地域の三者が互いに連携し，役割分担しながら社会全体で子供を育てるという基本理念は引き続き重要であり，公立学校において土曜日等に授業を行う場合には，児童生徒の発達段階を踏まえつつ，例えば，地域と連携した体験活動を行ったり，豊富な知識・経験を持つ社会人等の外部人材の協力を得たりするなど，土曜日等に実施することの利点を生かした工夫を行うことが期待されること。
- (3) 公立学校において土曜日等に授業を実施する場合には，保護者や関係機関等の協力を得ながら，児童生徒の登下校時の安全確保について適切な対応を図ること。
- (4) 土曜日等の教育環境の充実のために教職員が土曜日等に勤務をする場合には，週休日の振替等を実行するなど適切に対応すること。
- (5) 公立学校における土曜日等の授業の実施は，子供たちの土曜日等における教育環境の充実を図るための方策の一つとして位置付けられるものであり，設置者においては，土曜日等の授業のほか，地域における多様な学習，文化やスポーツ，体験活動等の機会の充実等により，総合的な観点から子供たちの土曜日等の教育環境の充実に取り組むことが期待されること。

第4 その他

今回の改正は公立学校の休業日に関するものであるが，国立又は私立の幼稚園，小学校，中学校，高等学校，特別支援学校及び高等専門学校における土曜日等の教育環境の充実にあたっては，上記第3を適宜参考とされたい。

【本件連絡先】

- ・土曜日等における授業の実施に関すること
文部科学省初等中等教育局
教育課程課教育課程企画室企画係
電 話：03-5253-4111（代表）内線2367
- ・地域の多様な学習や体験活動等に関すること
文部科学省生涯学習政策局社会教育課
地域・学校支援推進室地域学習活動企画係
電 話：03-5253-4111（代表）内線3284
- ・教職員の勤務に関すること
文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課教育公務員係
電 話：03-5253-4111（代表）内線2358
- ・児童生徒の登下校時の安全確保に関すること
文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課交通安全係
電 話：03-5253-4111（代表）内線2695

○文部科学省令第三十一号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日

文部科学大臣 下村 博文

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第六十一条中「特別の必要がある」を「当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める」に改める。

第六十三条中「この旨を」の下に「当該学校を設置する地方公共団体の」を加える。

第一百七十九条中「第三号」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

改 正 案	現 行
<p>第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日</p> <p>二 日曜日及び土曜日</p> <p>三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日</p> <p>第六十三条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>第七十九条 第五十七条から第六十二条まで、第九十条第一項及び第二項、第九十一条、第九十二条第一項、第九十四条、第九十五条、第百四条第三項、第百六十四条から第百六十六条まで並びに第百六十九条から第七十二条の二までの規定は、高等専門学校に準用する。この場合において、第六十一条中「教育委員会」とあるのは「教育委員会（公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）」と、第百六十四条第一項中「第百五条」とあるのは「第百二十三条において準用する第百五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第百十八条の規定により</p>	<p>第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日</p> <p>二 日曜日及び土曜日</p> <p>三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日</p> <p>第六十三条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>第七十九条 第五十七条から第六十二条まで、第九十条第一項及び第二項、第九十一条、第九十二条第一項、第九十四条、第九十五条、第百四条第三項、第百六十四条から第百六十六条まで並びに第百六十九条から第七十二条の二までの規定は、高等専門学校に準用する。この場合において、第六十一条第三号中「教育委員会」とあるのは「教育委員会（公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）」と、第百六十四条第一項中「第百五条」とあるのは「第百二十三条において準用する第百五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第百十八条の規定</p>

高等専門学校」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準」とあるのは「高等専門学校設置基準」と、同条第六項中「第二百五条」とあるのは「第二百二十三条において準用する第二百五条」と読み替えるものとする。

により高等専門学校」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準」とあるのは「高等専門学校設置基準」と、同条第六項中「第二百五条」とあるのは「第二百二十三条において準用する第二百五条」と読み替えるものとする。